

第4章 計画の推進

1 関係者の役割と連携

医療費適正化計画を推進するためには、地域住民が安心できる保健、医療、介護の提供体制を確立するとともに、県民、保険者、医療機関、医療関係者、事業者・企業、市町、県等の関係者全てがその役割を認識し、お互いに連携・協力する必要があります。

(1) 県民の役割

県民一人ひとりが、自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚し、常に健康の保持増進に努めることが必要です。若い時から健康に留意することにより、生活習慣病を引き起こす要因を防ぎ、そのことが結果として医療費の伸びの抑制につながって行くと考えられます。

このため、特定健康診査やがん検診等を含めた定期的な健康診査を積極的に受診し、健診結果等の健康情報の把握に努め、保険者等が実施する特定保健指導等の支援も受けながら、積極的に生活習慣を見直すとともに、疾病の早期発見、早期治療に努めることが期待されています。

(2) 保険者の役割

各保険者は保健事業の実施主体として、特定健康診査等の実施のほか、加入者の健康の保持増進のために必要な事業を積極的に推進していく役割を担い、データヘルス計画に基づき加入者の健康課題も踏まえ、より効果的かつ効率的に保健事業を実施することが期待されています。

さらに、医療関係者と連携した重症化予防の取組や、加入者の健康管理等に係る自助努力を支援する取組など、効果的な取組を各保険者の実情に応じて推進していくことが期待されています。

(3) 医療機関・医療関係者の役割

医療の担い手（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）は、特定健康診査等の実施や医療の提供等に際して、質が高く効率的な医療を提供する役割があります。

また、保険者が重症化予防等の保健事業を実施するに当たって、保険者等と連携した取組を進めていくことや、医薬品の処方医とかかりつけ薬剤師、薬局等との連携の下、一元的・継続的な薬学的管理を通じた重複投薬等の是正等の取組を行うことなどが期待されています。

(4) 事業者・企業の役割

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施に当たって、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導と十分に連携し、効果的、効率的に実施することが期待されています。

また、従業員の健康の保持増進は、仕事の効率を維持・向上させる上で重要な要素であるとの認識のもと、従業員の健康管理や健康づくりに対してより一層積極的に取り組むなど、健康経営を実践していくことが期待されています。

(5) 行政機関の役割

国の役割

医療費適正化の取組に当たっては、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割と責任を果たすことが前提であり、国は、都道府県及び保険者等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うとともに、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な推進を図る施策を押し進めていく役割があります。

市町の役割

地域住民の健康増進に関する責任を担っている市町においては、健康教育、健康相談等の保健事業を通じて、メタボリックシンドロームの概念等の生活習慣病に関する啓発活動及び重症化防止への取組を積極的に推進することが期待されています。

また、介護保険施設その他の介護サービスの基盤整備も担っているため、県が策定する「さがゴールドプラン21」(介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画)と連携し、市町介護保険事業計画に基づく介護サービスの提供に努めていくことが期待されています。

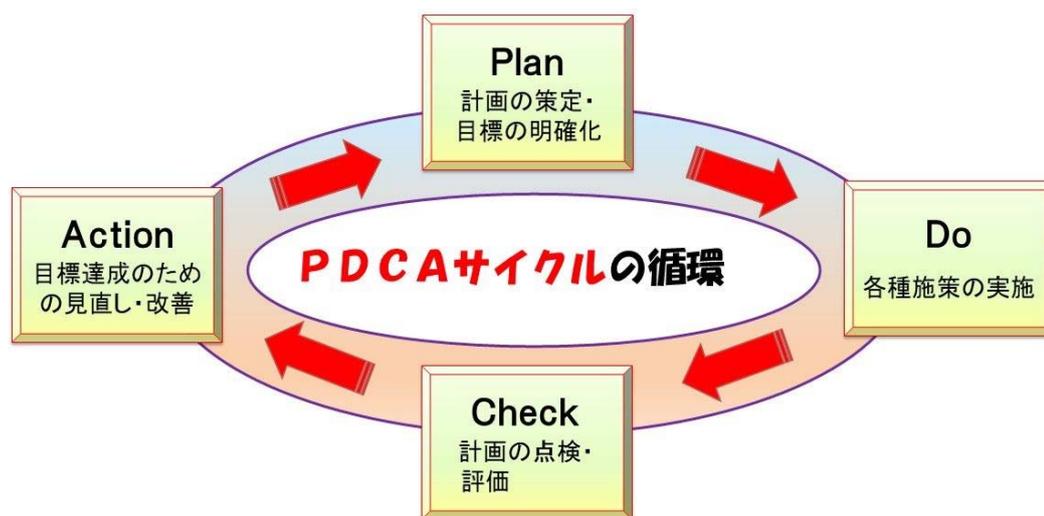
県の役割

県は、佐賀県保健医療計画に基づき、地域の関係者と合意形成を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を推進します。

さらに、2018(平成30)年度からは国民健康保険の財政運営を担うとともに、保険者として保険者協議会の構成員にも位置付けられることから、保険者等の取組の進捗状況を踏まえて保険者協議会を通じて必要な協力を求めるなど、計画の推進に関し、目標達成に向け主体的な取組を行います。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、計画策定、実施、点検・評価及び見直し・改善の一連の循環(PDCAサイクル)による計画の進行管理及び評価を実施します。



(1) 進捗状況の公表

計画の初年度と最終年度を除く毎年度、計画の進捗状況について、県のホームページ等にて公表するとともに、計画に掲げた目標の達成が困難と見込まれる場合には、その要因を分析し、必要に応じて、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行ったうえで、必要な対策を講ずるよう努めます。

(2) 進捗状況に関する調査及び分析

計画期間の最終年度である2023(平成35)年度に、計画の進捗状況に関する調査及び分析を行い、その結果を県のホームページ等にて公表するとともに、第四期医療費適正化計画の策定に反映させることとします。

(3) 実績評価

計画期間終了の翌年度である2024(平成36)年度に、目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を県のホームページ等にて公表します。